

入札公告

令和3年度医療機関向け外国人対応ワンストップサポートセンター事業相談等業務委託について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第100条及び和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事前審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1 条件付き一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和3年度
- (2) 調達業務の名称
令和3年度医療機関向け外国人対応ワンストップサポートセンター事業相談等業務委託
- (3) 調達業務の内容
仕様書のとおり
- (4) 契約期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『16 人材』の小分類『1 相談支援業務受託』」または「大分類『16 人材』の小分類『3 通訳・翻訳事務受託』」であること。

また、その業務種目について、以下に定める条件を満たした者であること。

ア 登録要件

和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和3年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定めるとおり

イ 人材要件

同種の相談支援事業について1年以上の実務経験を有する専門支援者1名以上。

（同種の相談支援事業には、主とする業務は別にあるが日常的に外国人対応に係る問い合わせを受け付けている場合も含む。）

（専門支援者とは、対応する支援項目を熟知し、専門的な知見や適切な支援に必要な指導力を有する者。）

ウ 実績要件

直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること。または、令和2年度において、同種の契約を履行中であること。（いずれも民間実績含む。）

- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する

- 入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県福祉保健部健康局医務課（和歌山県庁北別館1階）
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

令和3年2月24日（水）から令和3年3月12日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)のとおり

(2) 期間

3の(2)のとおり

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和3年2月24日（水）から令和3年3月8日（月）までの間において、和歌山県福祉保健部健康局医務課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

5 入札参加の申出の手続及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、要領第7条から第9条までの規定に基づき、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

3の(1)のとおり

イ 期間

3の(2)のとおり

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の(3)のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

6 入札の場所及び日時等

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県庁 北別館5階 5-B会議室
和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 日時

令和3年3月19日（金）午後2時から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1) のアに同じ

イ 日時

(1) のイに同じ

7 入札の方法に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。
- (4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (5) 郵送により入札する場合には、封筒（封皮に入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示したもの）に密封した入札書及び条件付き一般競争入札参加資格適格認定通知書の写しを、書留郵便で令和3年3月18日（木）午後5時00分までに、和歌山県福祉保健部健康局医務課へ必着させること。
- (6) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部健康局医務課の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格

をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部健康局医務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

1 1 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

1 2 契約書の要否

要

1 3 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

1 4 その他

- (1) 契約の締結と関係予算の成立

この条件付き一般競争入札による契約の締結は、当該契約に係る令和3年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

- (2) 入札及び契約の事務を担当する部局

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県福祉保健部健康局医務課（和歌山県庁北別館1階）

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2604（直通）

ファクシミリ番号 073-424-0425